## 独占禁止法基本問題懇談会(第26回)議事概要

平成19年3月6日

1 日時 平成19年2月28日(水)9:30~12:00

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

座長 塩野 宏 東京大学名誉教授

座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授

委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

榧野 信治 読売新聞東京本社論説委員

神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長

小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長

佐野 真理子 主婦連合会事務局長

西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

根岸 哲 甲南大学法科大学院教授

浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授

增井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授

松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授

村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステム

ソリューションズ社法務グループマネージャー

諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問

山本 孝宏 弁護士

(専門調査員) 今井 法政大学教授、川出 東京大学教授、中川 神戸大学教授

(その他) 公正取引委員会 松山 経済取引局長

(事務局) 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府

次長、東出 参事官

## 4 議事次第

- (1)開会
- (3)閉会
- 5 違反金の対象となる行為類型等について

違反金の対象となる行為類型等について、資料1に基づき討議を行った。出 された意見は概ね以下のとおり。

- (1)私的独占(排除型)について
  - ・ 特定の違反行為を違反金の対象とする場合には、そのような違反行為が 多く起きていることが前提となるのが通常であるが、私的独占(排除型)で 排除措置が命じられた事例は極めて少ない。また、私的独占(排除型)は、 違法行為と正当な行為との限界があいまいであり、違反金の対象とすると 事業活動の萎縮を招く。さらに、私的独占(排除型)を違反金の対象とする 方向で考えたとしても、違反金の算定方法の設計が非常に難しいのではな いか。
  - ・ 違反金の対象となる行為類型の範囲は、違反金の制度設計を踏まえて検討すべきであり、違反金が現行の課徴金と同様のもの又はカルテルに特化したものになるのであれば、対象となる行為類型の拡大は見送るべきである。
  - ・ 私的独占(支配型)はハードコア・カルテルと同じと考えられたので課徴金の対象としたのであり、競争の実質的制限という要件が支配型と同じだからといって、排除型を違反金の対象にすべきということにはならない。
  - ・ ともかく処分を重くすればいいというものでもないのではないか。抑止 すべき行為があるならまず排除措置命令を出せばよいのであって、私的独 占(排除型)に対する排除措置命令が少ないにも関わらず、違反金の対象と することは疑問である。
  - ・ 排除型の私的独占は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」もので、市場における競争の侵害の程度は非常に高く、消費者利益の 侵害につながるので、違反金の対象とすべきである。

- ・ 私的独占(排除型)は、現行ですでに課徴金の対象となっている私的独占 (支配型)と同様競争の実質的制限を要件としており、私的独占(支配型)と の違いは、その手段が支配ではなく排除であるという点だけである。また、 排除型にも支配型にも当たる事案もあり得る。 したがって、排除型は、支配型と同様と考えることができ、支配型と同じく違反金の対象とすべきである。
- ・ 競争の実質的制限を要件とする行為類型は違反金の対象とすると整理することが国民から見てわかりやすいのではないか。
- ・ 規制緩和によってさまざまな業種で新規参入が行われたが、大企業たる 既存事業者が低い価格を設定し、新規参入事業者を排除した例がある。大 企業は、独占禁止法違反を認識していると考えられ、それでも行うのは課 徴金の対象となっていないからではないか。
- ・ 違反行為が少ないことは、違反金の対象としない理由にはならない。
- ・ 私的独占(支配型)と私的独占(排除型)は、同じ条文に規定されており、 構成要件を明確な形で規定できるのであれば、私的独占(排除型)について も、私的独占(支配型)と同様、違反金の対象とすべきである。
- ・ 私的独占(排除型)は、違反金の対象とすべきである。ただし、違反金を 課すにあたっては微妙な判断が求められるので、事業者の争う権利を確保 すべく審判と取消訴訟の選択制や、審判の適正手続の充実が求められる。
- ・ 抑止力の観点からは私的独占(排除型)を違反金の対象とすべきであろうが、要件を明確にできるか疑問がある。
- 要件を明確にできるものに限定して違反金の対象とすべき。
- ・ 私的独占(排除型)は、新規参入を阻止・困難にしたり既存事業者を退出 させたりする行為なので、価格や数量に影響する行為が基本的に対象とな るが、技術革新や企業努力に基づく行為によって新規参入が困難になる場 合など適法な場合もありうる。適法な行為を対象としないような工夫が必 要である。
- ・ 米国では、カルテル・談合による価格吊り上げ行為の規制を念頭に法体系が構築されたが、新規参入を阻止する行為が経済厚生を低下させるとの認識が広まっている。こうしたことからも、私的独占(排除型)を違反金の対象とすべきである。
- ・ 違反金の算定にあたり、公正取引委員会に裁量を認めるかについては、

行政上の制裁と考えるのであれば、公正取引委員会が裁量を行使し違反金を適切に算定することが当然であろう。平成17年9月13日の最高裁判決は、公正取引委員会が裁量を行使しないことは違法ではないと判断しただけで、裁量のない制度が望ましいと判断したものとはいえない。裁量を認めると、公正取引委員会が裁量権を逸脱することなく適正に行使できるか、裁量の行使を巡り事業者と争いとなり審判が遅延しないかなどの危惧もあるが、ガイドラインを作成することにより、透明性・公正性は確保できる。

- ・ 違反金を付加するかどうかの裁量を公正取引委員会に与えるかどうかに ついては、調査に入るかどうかの裁量があるのであり、違反金算定の加減 算の問題として考えればよいのではないか。
- ・ 公正取引委員会に裁量を与えることは、裁量権の濫用にあたるかどうか についての紛争の増加を招くので望ましくない。
- ・ 私的独占(排除型)を違反金の対象とする場合の違反金の算定方法については、課徴金の対象となっている不当な取引制限とは異なり、売上の前提となる価格に違反行為が関連しているとは限らないので、不当な取引制限とは異なる算定方法を用いる必要があろう。
- ・ 私的独占(排除型)を違反金の対象とする場合に、「不当利得相当額」という考え方が採りにくいのであれば、別の工夫をすればよいのではないか。
- 私的独占(排除型)を違反金の対象とする場合の違反金の水準について、カルテル・談合と全く異なる考え方でよいのか疑問である。

## (2) 不公正な取引方法について

・ 少なくとも景品表示法上の不当表示を含む欺まん的顧客誘引と再販売価格の拘束については、違反金の対象とする必要がある。欺まん的顧客誘引は消費者の判断の基礎となる事実認識を歪めることにより、再販売価格の拘束は同一ブランド内の価格競争を制限することにより、それぞれ多数の消費者に少額の被害を及ぼす一方、これらの行為によって事業者が得た不当な利益は、被害が少額多数であって民事的手段によって回復することが事実上不可能であるため、違反金のような経済的不利益処分以外の方法でこれを吐き出させることは難しい。不当な行為による「やり得」を許さない趣旨から、これらの行為については違反金の対象とする必要がある。

再販売価格の拘束を違反金の対象とする際、サービス(役務)に関する 垂直的価格拘束も併せて違反金の対象とすべきである。

欺まん的顧客誘引や再販売価格の拘束は、刑事罰の対象とすることが望ましいが、違反金などの手段により抑止力が強化されるのであれば、必ずしも不公正な取引方法を刑事罰の対象としなくてもよい。

義務的に課すものとすべきかどうかについては、欺まん的顧客誘引と再販売価格拘束については要件が明確であり、義務的に課すものとすべきである。

- ・ 欧州委員会の行政制裁金型の違反金制度が導入されるのであれば、不公正な取引方法の一部を違反金の対象とすることは差し支えない。また、欺まん的顧客誘引や優越的地位の濫用といった競争ルール以外の観点から規制される行為類型を、独占禁止法から抜き出して、金銭的不利益処分の対象とすることも問題はない。現行の課徴金と同じような違反金制度であれば、違反金の対象とすることは見送るべきである。
- ・ 現行法でも、不公正な取引方法は排除措置命令の対象であり、排除措置命令に違反すれば刑事罰が科されることを考慮すべきである。
- ・ 消費者が望まない電話勧誘等の問題について指摘があるが、特定商取引法等の消費者保護を目的とする法律等での規制することが考えられ、独占禁止法の守備範囲ではないのではないか。個々の法律にはそれぞれ趣旨・目的があり、他の法律で規制できるものをについて、独占禁止法の趣旨・目的を拡大し、金銭的不利益処分を課すことは望ましくない。
- ・ 消費者保護を目的とする法律等で対応することが可能であるとの意見があるが、個別法ではすき間が生じる。包括的に対応できるのは独占禁止法である。
- ・ 不公正な取引方法は、「おそれ」の段階で規制を行うものであり、要件があいまいであり、違反金や刑事罰の対象とすれば、営業の自由を侵害したり、罪刑法定主義に違反するおそれがある。

一定の行為類型について定義を設定し別途不利益措置の対象とすれば、 その定義と独占禁止法の不公正な取引方法の定義との関係をどう考えるの かという新しい問題が生じるのではないか。

不公正な取引方法については、私的独占(排除型)を違反金の対象とする ことや団体訴権等の導入等民事訴訟の改善によって抑止効果を高めること ができるのではないか。

- ・ 不公正な取引方法に対しては、排除措置命令、警告、注意が成果を上げており、違反金の対象としないことでよいのではないか。
- ・ 不公正な取引方法を違反金の対象とする必要はない。優越的地位の濫用 は消費者に直接被害を与えるものではなく、原状回復命令で対応できるの ではないか。再販売価格の拘束については、従来当然違法とされてきたが、 欧米では、ブランド間競争を促進するかどうかという観点も考慮してケー ス・バイ・ケースで判断すべきではないかという方向で見直されている状 況にある。こうした中では、再販売価格の拘束について、新たに違反金の 対象とする状況にはないのではないか。
- ・ 取引先の大企業から中小企業に対して、価格引下げやサービスの向上を 求められることは日常的に行われており、中小企業側も経済のグローバル 化に対応すべく努力しているが、大企業からの要請が度を超すこともある。 優越的地位の濫用が行われると中小企業は大変であり、問題はあるにして も、優越的地位の濫用は違反金の対象とすべきである。

また、違反行為をガイドラインによって明確化したり、特殊指定を活用 し速やかに排除措置が行われるようにすることも併せて検討すべきである。

- ・ 欺まん的顧客誘引と優越的地位の濫用は、違反金の対象とすべきである。 その際には、告示による規定ではなく、法律で規定すべきである。
- ・ 優越的地位の濫用については、下請取引のさらなる適正化への取組みを 強化するとの報道もなされており、また、欺まん的顧客誘引については、 景品表示法において挙証責任の転換や都道府県知事の権限強化が図られて おり、現状で不十分ということであれば、この点の更なる強化を検討すべ きである。
- ・ 不公正な取引方法を違反金の対象とすることに賛成だが、他の法律による規制で問題が解決されるのであれば、違反金の対象とすることは必須とは考えない。他方、違反金の対象としないことで、不公正な取引方法の悪性が弱いというアナウンスメント効果が生じるのであればそれは望ましくなく、違反金の対象とすべきである。
- ・ 他の法律による規制で問題が解決されるのかは不明であり、また、不当 利得を保持させ、「やり得」を放置するべきではなく、不公正な取引方法を 違反金の対象とすべきである。

- ・ 私的独占(排除型)を違反金の対象とすることで、不公正な取引方法に関する問題が解決されるかと言えば、それは難しい。他方、対象となる行為類型を限定する必要もある。そこで、支配的地位にある者が不公正な取引方法を行った場合に違反金の対象とする、対消費者のような情報格差のある相手方との取引の場合は違反金の対象とするといったアイディア等が考えられる。
- ・ 違反金の対象とすると事業活動に対する萎縮効果が生じるというが、本 当に生じるのか疑問がある。
- 6 今後の予定 次回会合は、3月16日に行う。

(文責: 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)